

## 巡回診療（健診）届の手続きについて

国の通知に基づく巡回診療（健診等）届の手続きについては、以下の取り扱いとする。

- （１）県内に実施主体の医療機関があり、実施場所が県内であれば実施主体を所管する保健所において届出を受理する。
- （２）この届出は他の保健所に情報提供しなくても差し支えない。
- （３）この届出の条件に合致しない場合、管轄の保健所に巡回診療（健診）のための診療所開設手続きをするよう指導すること。

### 必要書類

#### 巡回診療（健診等）届に必要な書類（１部提出）

##### （県内医療機関の事業として実施する場合）

☐巡回診療（健診等）届（様式 25）

☐実施計画書

☐定款、寄附行為又は条例（開設者が法人等の場合）

☐手数料      不要

※管理者の免許証、エックス線関係の書類については実施主体の医療機関が許可（届）を受けているため、巡回診療（健診等）届に添付は不要。

※所管の法人である場合、定款又は寄付行為の添付については、省略可

## 巡回診療（健診）のための診療所開設手続きについて

国の通知に基づく巡回診療（健診等）届の要件を満たさない場合の巡回診療（健診）のための診療所開設手続きについては、以下の取り扱いとする。

- （１）巡回診療（健診）の場所毎に診療所開設の手続きを取ることにする。
- （２）この開設許可（届）に基づく施設は、当該年度末をもって廃止の取扱いとなること。（確認書に記載）
- （３）手続き年度内・同一場所であれば新たな開設許可（届）なしで、巡回診療（健診）を実施することを可能とする。（実施計画書の提出は必要）
- （４）開設許可申請（届）時は、①～⑥のとおり取り扱うものとする。こと。
  - ①実施主体が県内にない場合は、開設者及び実施主体の住所に併せて県内の連絡先を記載させること。
  - ②開設の場所に代えて、巡回診療（健診）を行う場所、場所毎の医師（歯科医師）である実施責任者の氏名及び診療担当医師（歯科医師）の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。
  - ③開設の目的のみ記載させること。（維持の方法の記載は不要）
  - ④移動診療（健診）施設においてエックス線装置等を利用する場合に限り、その旨を備考欄に記載させること。（実施主体において届出をしていることを口頭等で確認すること）
  - ⑤移動診療（健診）施設のエックス線装置を変更した場合（移動診療（健診）施設の変更も含む）には、構造設備の変更扱いとし、当該巡回診療に係る開設許可（届）の変更手続きを取らせること。（開設許可事項の変更許可申請（様式２）又は開設届出事項の変更届（様式１３））  
※移動施設のエックス線装置の変更等については、実施主体の施設においても変更手続済であることを確認すること。（手続きしていない場合は指導すること。）
  - ⑥確認書（巡回診療（健診等）実施に係る開設許可（届）の取扱いについて）を添付させること。（巡回診療（健診）のための手続き、年度末廃止、衛生保安上安全清潔保持の確認）
- （５）実施責任者の医師（歯科医師）を管理者とみなしてよいこと。  
なお、開設者自身管理免除申許可、兼務管理許可（法第１２条第２項）の管理者に係る許可は不要とする。
- （６）開設許可を受けた者が行う開設後の届出、開設後の届出事項の変更届及びエックス線装置備付届は不要とする。
- （７）診療所等開設の届出（変更届）の事項の次の事項及びエックス線装置備付届は届出なくてよい。（個人：開設（変更）届のうち下記①～④の事項は届出不要）

- ①開設年月日
  - ②管理者住所氏名
  - ③従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名、診療日時
  - ④勤務する薬剤師の氏名
- (8) 開設の許可は当該巡回診療（健診）を行うためのみ許可（年度単位）されることが及び実施計画（年度単位）が引き続き提出されない場合であって、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨を申請者に承知させること。（承知した場合は、診療所廃止届及びエックス線廃止届は不要）（確認書に記載）
- (9) 衛生保安上安全と認められる場所を選定し、清潔を保持すること。（確認書に記載）
- (10) この開設の手続きは、巡回診療（健診）を行なうためにのみ認められるものことから、開設前に医療計画係に提出する「新規開業に伴う外来医療提供等報告書」の提出は不要とする。（医療計画係確認済）

#### 必要書類

##### 巡回診療（健診）のための診療所開設許可申請に必要な書類（1部提出）

###### （法人が実施する場合）

- ☐ 診療所開設許可申請書（様式1）
  - ☐ 実施計画書
  - ☐ 確認書（巡回診療（健診等）実施に係る開設許可（届）の取扱いについて）
  - ☐ 定款、寄附行為又は条例（開設者が法人等の場合）
  - ☐ 敷地及び建物の平面図
  - ☐ 医療従事者の名簿
  - ☐ 手数料 18,000円（領収証紙）
- ※実施責任者（管理者）の免許証の写し、履歴書及び就任承諾書の添付は不要

##### 巡回診療（健診）のための開設届に必要な書類（1部提出）

###### （個人が実施する場合）

- ☐ 診療所開設届（様式11）
  - ☐ 実施計画書
  - ☐ 確認書（巡回診療（健診等）実施に係る開設許可（届）の取扱いについて）
  - ☐ 敷地及び建物の平面図
  - ☐ 医療従事者の名簿
  - ☐ 手数料 不要
- ※実施責任者（管理者）の免許証の写し、履歴書及び就任承諾書の添付は不要